

# 地区整備計画図(1/2)



S=1:2500

| 凡 例  |  |
|--|--|
| 地区計画及び地区整備計画区域(面積:約7.8ha)  |  |
| 建築物等の用途制限<br>次に掲げる建築物は建築してはならない。<br>1. 住宅<br>2. 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの<br>3. 共同住宅、寄宿舎(当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する寄宿舎を除く。)、下宿<br>4. 老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの<br>5. 老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの<br>6. 保育所(当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する保育所を除く。)<br>7. 図書館、博物館、その他これらに類するもの<br>8. 物品販売業を営む店舗、又は飲食店(当該地区内の工場において製造・加工する製品を主に販売又は提供する店舗で、その店舗部分が工場の用に供する建築物と一体であり、かつその床面積が200㎡以下のものは除く。)<br>9. ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設<br>10. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売場、場外車券売場、その他これらに類するもの<br>11. カラオケボックス、その他これに類するもの<br>12. 診療所<br>13. 畜舎<br>14. 自動車教習所<br>15. 神社、寺院、教会、冠婚葬祭場、その他これらに類するもの<br>16. 公会堂、集会場、その他これらに類するもの<br>17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物<br>18. レディーミクストコンクリートの製造を営む工場<br>19. 自動車修理工場<br>20. 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの<br>21. 火葬・墓地管理業、死体安置所の用に供する建築物 |  |
| 建築物の敷地面積の最低限度 3,000㎡<br>ただし、地区計画の決定告示日において、電気通信事業法第9条に規定する登録事業者が設置する建築物の敷地は除く。   |  |
| 壁面の位置の制限<br>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離については、各号壁面線のとおりとする。また、隣地境界線までの距離は2.0m以上としなければならない。  |  |
| 壁面後退区域における工作物の設置の制限<br>壁面後退区域には、建築物、施設、工作物(地下工作物を除く。)を設置してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>(1) 門柱、門扉、守衛所、その他これらに類する安全上保安上やむを得ないもの。<br>(2) 電気通信事業法第9条に規定する登録事業者が設置する建築物及び工作物、設備。  |  |
| 1号壁面線 道路境界線からの距離 15m以上   |  |
| 2号壁面線 道路境界線からの距離 16m以上   |  |
| 3号壁面線 道路境界線からの距離 12m以上   |  |
| 4号壁面線 道路境界線からの距離 18m以上   |  |
| 建築物の高さの最高限度<br>1. 建築物等の高さの最高限度は、31m以下とする。ただし、地区計画の決定告示日において、建築物等の高さの最高限度を超えるものは、その高さを最高限度とする。<br>2. 第1号の建築物の高さの算定方法は、次に定めるところによる。<br>(1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓、その他これらに類する建築物の屋上部分は、当該建築物の高さに算入する。<br>(2) 棟飾り、防火壁の屋上突出部、その他これらに類する屋上突出物は当該建築物の高さに算入する。<br>3. 第2号(1)、(2)に定める部分及び建築物と一体となって屋上に設置する工作物、建築設備(避雷針を除く。)の高さは5m以下とする。   |  |
| 建築物の緑化率の最低限度 20%<br>ただし、行田市工場立地法地域準則条例に係るもの及び、地区計画の決定告示日において、電気通信法第9条に規定する登録事業者が設置する建築物の敷地は除く。   |  |
| 垣又は柵の構造の制限<br>道路境界に面する垣又は柵の構造は、生垣又は透視可能な金属フェンスとし、高さは前面道路の中心の高さから2.0m以下とし、基礎等の高さは0.5m以下とする。<br>ただし、門柱、門扉、守衛所、その他これらに類する安全上保安上やむを得ないものを除く。   |  |

